

伊達地方消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 4月 1日
伊達地方消防組合管理者
伊達地方消防組合消防長

伊達地方消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、伊達地方消防組合管理者及び同消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握した結果については、次のとおりである。

(1) 採用試験受験者の女性割合

採用試験実施年度	申 込 者 数		女性割合
	男性	女性	
平成23年度	56名	0名	0%
平成24年度	44名	0名	0%
平成25年度	58名	0名	0%
平成26年度	41名	1名	2.4%
平成27年度	45名	0名	0%

(2) 職員の女性割合

年 度 (4/1現在)	職 員 数 数		女性割合
	男性	女性	
平成23年度	153名	152名 1名(事務吏員)	0.65%
平成24年度	155名	154名 1名(事務吏員)	0.65%
平成25年度	163名	162名 1名(事務吏員)	0.61%
平成26年度	154名	154名 0名	0%
平成27年度	150名	150名 0名	0%

上記のとおり、当消防組合においては、平成26年度以降女性の職員がいない状況が続いており、また、女性消防吏員の採用実績がないことから、女性職員の活躍を推進するためには、まず、採用試験受験者における女性の割合を引き上げることを目標として設定する。

具体的には、平成26年度の実績より3.6%引き上げ、受験者総数に占める女性の割合を5%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

[取組内容]

- (1) 平成28年度より、仕事と子育てに励む女性消防職員の声等を紹介するなど、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。
- (2) 平成28年6月から、職員採用公告前に、毎年、女性向け採用説明会を新たに開催する。

【目標】

このような取り組みを通じて、平成33年度までに職員総数に対する女性職員数を平成24年度実績より2名多い、3名（職員全体の2%）の採用を目標とします。